

○菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱

平成21年3月27日告示第43号

改正

平成23年10月11日告示第151号
平成24年3月30日告示第60号
平成27年3月31日告示第83号
平成28年9月13日告示第186号
平成30年3月30日告示第104号
平成31年3月29日告示第72号

菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、地域コミュニティの推進及び地域の活性化を図るため、地域づくり活動を実施する地域づくり団体、学生団体及びコミュニティ協議会（以下「まちづくり団体」という。）に対し、予算の範囲内において、菊川市1%地域づくり活動交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり活動 市民等が自発的かつ主体的に取り組む地域コミュニティの推進又は地域の活性化のための活動をいう。
- (2) 地域づくり団体 次のいずれにも該当する団体であって、継続的に地域づくり活動を行うことができるものをいう。
 - ア 市民が主体となって組織し、運営していること。
 - イ 市内を活動の拠点とし、構成員が10人以上いること。
 - ウ 営利を目的としないものであること。
 - エ 宗教又は政治活動を目的としないものであること。
 - オ 他の本交付金の交付を受けようと申請を行った団体（以下「申請団体」という。）と構成員が半数以上重なっていないこと。
 - カ 他の申請団体と活動目的、趣旨及び内容が同一と認められないこと。
 - キ 単独自治会で構成するものでないこと。
- (3) 学生団体 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 学生（大学、短大、高等学校、専修学校又は専門学校に在籍する者）が5人以上所属していること。
 - イ 団体構成員の半数以上が学生であること。
 - ウ 営利を目的としないものであること。
 - エ 宗教又は政治活動を目的としないものであること。
 - オ 他の申請団体と構成員が半数以上重なっていないこと。

カ 他の申請団体と活動目的、趣旨及び内容が同一と認められないこと。

(4) コミュニティ協議会 おおむね一つの小学校区を活動区域とし、主として当該区域の地域づくり活動を行う団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 当該区域内の全ての自治会を構成団体に含むこと。

イ 当該区域内の住民が、その団体の活動に、自由に参加することができるものであること。

ウ 団体の組織、会議、会計の管理等について、規約等を定め、適正な運営を行っているものであること。

(交付対象活動)

第3条 交付金の交付の対象となる活動（以下「交付対象活動」という。）は、まちづくり団体が主として行う地域づくり活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、学生団体においては、他の申請団体が行う地域づくり活動に協力して行うものも交付対象活動とする。

3 学生団体においては、菊川市内における活動のみ交付対象活動とする。

4 前3項の規定にかかわらず、まちづくり団体が、地域づくり活動について、同一年度に市その他の地方公共団体又は国の他の制度の補助金等の交付を受ける場合は、交付対象としないものとする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象活動に直接要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、交付対象経費としないものとする。

(1) 事務所等の維持管理に要する経費

(2) 賞品、記念品等の報償費

(3) 謝礼金及び人件費（講師、専門家等の謝礼金は除く。）

(4) 旅費（学生団体、講師、専門家等に係る旅費を除く。）

(5) 食糧費（講師、専門家等の食糧費を除く。）

(6) その他市長が適当でないとした経費

(交付金の額等)

第5条 交付金の交付の額は、交付対象経費に次の表に定める交付率を乗じて得た額とし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。なお交付は1年度につき1回限りとする。

団体区分	交付率	限度額
地域づくり団体	1 / 2 以内（地域の課題発見又は解決のためのものであって、菊川市1%地域づくり活動交付金審査委員会（以下「審査委員会」という。）で特	30万円

	に認められた活動については、10/10以内)ただし、同一の団体が複数年度にわたって同一の活動を行う場合にあっては、交付率を別に定める率に引き下げる。	
学生団体	10/10以内	10万円
コミュニティ協議会（構成自治会数が21以下の場合）	10/10以内	75万円（地域の課題発見又は解決のためのものであって、審査委員会で特に認められた活動については、100万円）
コミュニティ協議会（構成自治会数が22以上の場合）	10/10以内	150万円（地域の課題発見又は解決のためのものであって、審査委員会で特に認められた活動については、200万円）

（交付の申請）

第6条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、菊川市1%地域づくり活動交付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書（様式第2号）
- (2) 活動収支予算書（様式第3号）
- (3) 購入予定備品調書（様式第4号）
- (4) 団体概要書（様式第5号）
- (5) 団体決算書
- (6) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の申請書は、市長が別に定める日までに1部提出しなければならない。

（交付の決定の通知）

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、別に定める審査基準に基づき、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市1%地域づくり活動交付金交付決定（概算払承認）通知書（様式第6号）により、当該申請者に対し、通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、交付金の交付の決定に当たり、申請者に対し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けなければならないこと。

- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 交付金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第9条 申請者は、当該年度の事業が完了したときは、菊川市1%地域づくり活動交付金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書(様式第8号)
- (2) 活動収支決算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要として指示した書類

2 前項の実績報告書は、事業完了後速やかに1部提出しなければならない。

(交付の確定の通知)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付金を確定し、当該申請者に対し、菊川市1%地域づくり活動交付金交付確定通知書(様式第9号)により、通知するものとする。

(請求の手続)

第11条 交付金の交付の請求を行おうとするものは、請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、交付金確定通知書を受領した日から起算して10日以内に1部提出しなければならない。

(概算払請求の手続)

第12条 交付金の交付の概算払の請求を行おうとするものは、概算払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の概算払請求は、交付金の交付決定通知書を受領した日以後において、概算払を必要とする日の30日前までに1部提出しなければならない。

(公表等)

第13条 市長は、第7条の規定による交付を決定したときは、速やかに、当該申請者の団体名、交付対象活動等について公表するものとする。

2 申請者は、市が開催する発表会において、交付対象活動の計画及び実績を発表するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月11日告示第151号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示による改正後の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月30日告示第60号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第83号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日告示第186号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第104号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月 日告示第 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行日前に、改正前の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定により実施された活動については、改正後の菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱の規定による活動の継続期間には含めないものとする。

様式第1号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
菊川市1%地域づくり活動交付金交付申請書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 団体名
代表者

印

年度において菊川市1%地域づくり活動交付金（地域づくり自由活動部門・地域の困った解決部門）の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体区分 コミュニティ協議会・地域づくり団体・学生団体

※いずれかに○印

2 活動総称（テーマ）

3 総事業費 円

4 対経費合計額 円

5 交付申請額 円

6 活動実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

7 添付書類

(1) 活動一覧表（任意様式）

(2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書（様式第2号）

(3) 活動収支予算書（様式第3号）

(4) 購入予定備品調書（様式第4号）

(5) 計画内容がわかる資料

ア チラシ等の案又は過去の活動で作成したチラシ状況写真等

イ その他市長が指示した資料

(6) 団体概要書（様式第5号）

(7) 団体の運営状況がわかる資料

ア 団体の規約・会則・定款等の写し、団体の役員名簿又は構成員名簿

イ その他市長が指示した資料

(注) 交付申請書類は、原則公開となります。

様式第2号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金活動計画書

部門	自由・解決	活動名	新規・継続
活動No.			
活動を実施する背景・目的・ニーズ等			
地域で解決したい課題 又は活動目標			
活動の内容 ※時期、場所、参加対象、想定人数、実施内容など、具体的に記入すること。（別紙可）			
前年度の反省に基づく改善点等 ※継続事業の場合は必ず明記すること。			
活動の対象者（誰に向けて行う活動か）			
目標及び期待される効果・成果（効果の検証方法も記載）			
この活動における協働相手（それぞれの役割分担も記載）			
自主財源確保の手段や今後の展望（今後3年間の計画）			

様式第3号（第6条、第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 活動収支予算書（収支決算書）

部門	自由・解決	活動名	
活動No.			

1 収入の部

項目	金額（円）	内訳・説明
1%交付金		対象経費（ 円） × 交付率（ / ）
合計		

2 支出の部

項目	内訳（単価・数量）・説明	事業経費（円）	内対象経費（円）
小計			
合計			

様式第4号（第6条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
 購入予定備品調書

活動No.	活動名	
備品名及び数量		
価格又は合計額		
購入理由 (必要性・効果)		
貸出しの可・不可	可 ・ 一部可 ・ 不可	
添付書類	見積書 カタログ	

見積書等貼り付け場所
(別紙でも可)

(注)

- 1 この調書は、税込5万円以上の備品を購入する場合、もしくは購入する備品の合計額が5万円以上となった場合に、1活動につき1枚添付する。複数の備品も1枚にまとめて記入する。
- 2 見積書とカタログ等を添付すること。

様式第6号（第7条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金交付決定（概算払承認）通知書

第 号
年 月 日

団体名

代表者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 閣

年 月 日付けで申請があった菊川市1%地域づくり活動交付金の交付について、次のとおり決定します。

なお、概算払については、3のとおり承認します。

1 交付金の対象となる事業

(1) 活動総称

(2) 活動内容

採択：交付申請書に記載されたとおりとする。

条件付採択：一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 交付決定金額は、金 円とする。

3 承認の内容

(1) 金額 円

(2) 理由

4 交付の条件

(1) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承認を受けてください。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業の遂行が困難となった場合又は事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けてください。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても適切に管理してください。

(4) 交付金の収支に関する帳簿や領収書等関係書類を整理し、これらの帳書類を交付金の交付を受けた年度終了後5年間は保管してください。

(5) 年度末に開催する「1%地域づくり活動交付金活動報告会」には、必ず参加してください。また、その他に市が実施する講座及び研修会等へも積極的な参加をお願いします。

(6) 菊川市補助金等交付規則及び菊川市1%地域づくり活動交付金交付要綱を遵守してください。

様式第7号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）
菊川市1%地域づくり活動交付金実績報告書

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

申請者 団体名
代表者

㊟

年 月 日付け菊総地第 号により交付金の交付の決定を受けた 年度菊川市1%地域づくり活動交付金事業が完了したので、その実績について関係書類を添えて報告します。

1 活動総称（テーマ）

2 交付決定額 円

3 1%交付金額 円

4 活動実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 添付書類

(1) 活動一覧表（任意様式）

(2) 菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書（様式第8号）

(3) 活動収支決算書（様式第3号）

(4) 活動の状況や内容がわかる資料

ア 交付対象経費の領収書の写し（A4版に、項目別にまとめて添付）

イ 企画書、チラシ、ポスター等（コピー可）

ウ 活動の状況がわかる写真（A4版にまとめて添付）

（注） 実績報告書類は、原則公開となります。

様式第8号（第9条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

菊川市1%地域づくり活動交付金活動報告書

部門	自由・解決	活動名	新規・継続
活動No.			
活動の内容 ※時期、場所、参加対象、参加人数、実施内容など、具体的に記入すること。 (別紙可)			
計画書記載の解決したい課題や活動目標に対する成果や効果			
前年度の反省から改善できた点や今年度の反省点			
今後の展望や予定（活動や財源確保等）			
この活動における協働相手			
特にアピールしたいこと ※公共性、独自性、協働内容など			

様式第9号（第10条関係）

菊川市1%地域づくり活動交付金交付確定通知書

第 号
年 月 日

団体名
代表者 氏 名 様

菊川市長 氏 名 園

年 月 日付け 第 号により決定した菊川市1%地域づくり活動交付金の交付について、次のとおり確定します。

- 1 交付確定額 円
- 2 交付決定額 円

様式第10号（第11条、第12条関係）（用紙 日本工業規格A 4縦型）
請求書（概算払請求書）

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により交付の確定（決定）を受けた菊川市1%
地域づくり活動交付金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

菊川市長 氏 名 宛

住所又は所在地

団 体 名

代表者氏名

㊞

口座振替先	金融機関名		口座種別	普通・当座・その他（ ）
金融機関名	本・支店名		口座番号	
フリガナ				
口座名義				